

**大型・中型・準中型・けん引自動車免許取得、
5t限定準中型自動車免許限定解除に係る助成制度実施要綱**

令和7年4月1日改訂
令和7年7月15日一部改訂
一般社団法人埼玉県トラック協会

(事業主旨)

第1条 この要綱は、会員事業者(以下「会員」という。)における人材確保、並びに会員の従業員の職業運転者の意識向上を図るため、会員が従業員に対し行う大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許及びけん引免許の取得、並びに5t限定準中型免許の限定解除審査(以下「免許取得」という。)の一部負担に対し、その一部を助成することを定めるものとする。

(定義)

第2条 本要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 大型自動車免許(以下「大型」という。)とは、車両総重量11t以上、最大積載量6.5t以上、乗車定員30人以上の自動車を運転できる免許をいう。
- (2) 中型自動車免許(以下「中型」という。)とは、車両総重量7.5t以上11t未満、最大積載量4.5t以上6.5t未満、乗車定員11人以上29人以下の自動車を運転できる免許をいう。
- (3) 大型・中型免許特例教習とは、普通自動車免許等の取得から1年以上が経過し、かつ一定の教習を修了した者に対し、19歳から大型・中型免許の取得が可能となる制度のことをいう。
- (4) 準中型自動車免許(以下「準中型」という。)とは、車両総重量3.5t以上7.5t未満、最大積載量2.0t以上4.5t未満、乗車定員10人以下の自動車を運転できる免許をいう。
- (5) 牽引免許(以下「けん引」という。)とは、キャンピングトレーラ等限定けん引免許を除く免許をいう。
- (6) 5t限定準中型免許とは、平成19年6月2日以降から平成29年3月11日迄に取得した普通自動車免許をいい、限定解除とは限定解除審査を受けることをいう。
- (7) 「外免切替講習」とは、普通免許・準中型免許に係る外国免許切替手続における技能確認・知識確認に合格するために必要な技能、知識を習得させるための講習をいう。
- (8) 埼玉県内に所在する指定自動車教習所とは、別項の一覧にある教習所を指す。

(助成対象)

第2条 会員の埼玉県内事業所に勤務する従業員が、令和7年3月1日から令和8年2月28日までの間に前条に掲げる免許取得に要した費用について助成を行うものとする。

2. 免許取得対象者は県内に住所の記載がある免許証を所持していること。ただし、免許証の住所地が県外であっても、県内事業所に勤務している場合はこの限りではない。
3. 免許取得対象者は在職証明書の現住所と免許証の住所に相違がある場合、速やかに変更した免許証を提出しなければならない。なお、変更が確認できない場合、道交法第94条に抵触する恐れがあるため、受付不可とする。
4. 免許取得に要する機関は、埼玉県内に所在する指定自動車教習所とする。ただし、教習所の混雑により早期取得ができない場合に限り、例外として指定外教習所の受講を認める。

5. 指定自動車教習所への通学費用や自動車運転免許試験場でかかる費用は助成の対象外とする。
6. 補助の対象は、会費の滞納がない会員事業者に限る。
7. 特例教習・外免切替講習助成においては、全ト協の交付要件(別紙)を満たすものに限り予算の範囲内で助成する。

(助成の交付額)

第4条 1会計年度の助成総額は予算の範囲とし1会員における助成額は全ト協予算と埼ト協予算合わせて50万円を上限とする。

2. 1名当りの助成金額は、取得免許の種類等により上限額を次のとおりとする。

取得する免許	助 成 額
大 型	教習費用(税込)の 1/2、但し上限12万円
中 型	教習費用(税込)の 1/2、但し上限 7万円
特例教習	上記、大型・中型免許の助成額に対し10万円を上乗せした額
準中型・5t 限定解除	教習費用(税込)の 1/2、但し上限 4万円
けん引	教習費用(税込)の 1/2、但し上限 4万円
外免切替講習	受講(税込)費用の 1/2、但し上限 4万円 (外免切替講習における予算は30万円まで)

(事前申請及び承認、並びに請求)

第5条 助成金の交付を受けようとする会員は、次に定めるものとする。

- 1 免許取得助成を受ける場合は、事前申請書類(様式1～)を予め提出するものとする。
- 2 免許取得及び支払完了後は、申請書兼実績報告書(様式2～)を令和8年3月6日までに提出するものとする。

(証明書の発行)

第6条 協会は、会員より会員の従業員が指定教習所に入校するにあたり、協会員であることの証明を求められた場合には、それを証明するものとする。

(助成金の交付)

第7条 協会は、会員から様式2の提出があったときは、速やかにその内容を精査し、助成金を交付するものとする。

(取下げ)

第8条 会員は提出した様式1について取下げがあった場合には、様式3を提出するものとする。

(報 告)

第9条 協会はこの要綱に定める助成制度に関して、会員に必要な報告を求めることができる。

(その他の必要事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、協会がこれを定める。

(書類の追加提出)

第11条 協会は、会員より提出された書類に疑義があった(疑わしいと判断した)場合には、会員に必要な書類の提出を求めることができる。

(附 則)

本要綱は、令和7年4月1日より実施する。

(附 則)

本要綱は、令和7年7月15日より実施する。

特例教習・外免切替講習の受講に係る全ト協助成金交付要件

1. 特例教習受助成に係る要件

「国・地方自治体又はその他団体等から助成金等の交付を受けていない」または、「国・地方自治体又はその他団体等から助成金等の交付を受けているが、助成金等の交付総額は受講・取得費用の額を超えていない」こと。

2. 外免切替講習の受講に係る要件

下記①～⑤のすべての要件を満たす場合に限り、助成金の交付対象とする。

- ①当該運転者が、自動車運送業分野特定技能1号評価試験(トラック)に合格していること。
- ②当該運転者が、特定活動の在留資格を取得していること。
- ③当該運転者が、令和6年4月1日以降に、受講し、外免切替(普通免許又は準中型免許)における技能確認・知識確認に合格していること。
- ④当該運転者が、助成金申請時に当該事業者には運転者として在籍していること。
- ⑤運転者が「個人」で受講もしくは免許取得費用の支払を行っていないこと。

3. 上記、2. の全ト協申請助成上限額は30万円迄とする。

令和7年度 大型・中型・準中型・けん引自動車免許取得、5t 限定準中型自動車免許
限定解除に係る助成事業交付要綱(改訂) 新旧対照表

■下線部は改訂部分

新	旧
1. 主な留意点 (1) 免許の取得は、埼玉県内に所在する指定自動車教習所での取得に限ります。 2. 助成対象期間 令和7年3月1日～令和8年2月28日迄に免許の取得、及び教習所への支払いが完了するものとします。※令和7年3～8月迄に資格を取得した場合は、3月以前に支払いが終了した分においても助成の対象とします。 3. 助成対象範囲及び助成額 ※外免切替講習については、実施要綱の(定義)第2条をご参照ください。 (助成対象) 第2条 会員の埼玉県内事業所に勤務する従業員が、令和7年3月1日から令和8年2月28日までの間に前条に掲げる免許取得に要した費用について助成を行うものとする。 7. <u>外免切替講習助成においては、全ト協の交付要件(別紙)を満たすものに限り予算の範囲内で助成する。</u>	1. 主な留意点 (1) <u>一部の助成(下記、3. 助成対象範囲及び助成額参照)においては、一般貨物運送事業に係る標準的な運賃(令和2年国土交通省告示第575号又は令和6年国土交通省告示第209号)を運輸支局に届出している事業者が対象となります。</u> 2. 助成対象期間 令和7年3月1日～令和8年2月28日迄に免許の取得、及び教習所への支払いが完了するものとします。※令和7年3～8月迄に資格を取得した場合は、3月以前に支払いが終了した分においても助成の対象とします。<u>但し、標準的な運賃未届出事業者においては、令和7年4月1日～令和8年2月28日迄に免許の取得、及び教習所への支払いが完了するものとします。</u> 3. 助成対象範囲及び助成額 ・ <u>「標準的な運賃」の届出による助成対象範囲</u>表を削除 ※特例教習、外免切替講習については、実施要綱の(定義)第2条をご参照ください。 (助成対象) 第2条 会員の埼玉県内事業所に勤務する従業員が、令和7年3月1日から令和8年2月28日までの間に前条に掲げる免許取得に要した費用について助成を行うものとする。 <u>7. 令和7年3月1日から令和7年3月31日に事業を完了した場合又は公益社団法人全日本トラック協会(以下「全ト協」という。)の交付限度額に達した場合、一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃(令和2年国土交通省告示第575号又は令和6年国土交通省告示第209号)を運輸支局に届出している事業者に関し、一般社団法人埼玉県トラック協会(以下「協会」という。)の助成対象とする。なお、届出していない事業者については、全ト協の交付要件(別紙)を満たすものに限り予算の範囲内で助成する。(下記、</u>

(助成の交付額)

第4条 2. 1名当りの助成金額は、取得免許の種類等により上限額を次のとおりとする。

- ・上記表に「外免切替講習」項目を追加

別 紙

若年ドライバー等確保のための運転免許取得支援助成事業における全ト協助成金交付要件を特例教習・外免切替講習の受講に係る全ト協助成金交付要件に変更

- ・特例教習受助成に係る要件を追加

第4条2. 参照)

(助成の交付額)

第4条 2. 1名当りの助成金額は、取得免許の種類等により上限額を次のとおりとする。

- ・「標準的な運賃」届済み事業者の助成額（埼ト協予算）

の文言を削除

- ・「標準的な運賃」の届出が確認できない事業者の助成額（全ト協予算）表を削除

別 紙

若年ドライバー等確保のための

運転免許取得支援助成事業における全ト協助成金交付要件

1. 特例教習の受講又は準中取得もしくは限定解除に係る要件

下記①～⑥のすべての要件を満たす場合に限り、助成金の交付対象とする。

①当該事業者が、令和6年4月1日以降に、当該運転者を採用していること。

②当該運転者が、平成元年6月2日以降の生まれであること。

③当該運転者が、令和6年4月1日以降に、指定自動車教習所等を活用して、特例教習を受講修了し、または準中型免許を取得していること。

④当該運転者が、助成金申請時に当該事業者に在籍し運転者として従事していること。

⑤運転者が「個人」で受講もしくは免許取得費用の支払を行っていないこと。

⑥特例教習の受講・免許の取得について、「国・地方自治体又はその他団体等から助成金等の交付を受けていない」または、「国・地方自治体又はその他団体等から助成金等の交付を受けているが、助成金等の交付総額は受講・取得費用の額を超えていない」こと。

3. 上記、1. と2. の全ト協申請助成上限額は30万円迄とし、上記、1. と2. に限り、

前年度（令和6年度）に受講または取得した分についても、助成の対象とする。